

へ直し見法掃廃

中央環境審議会
初 会 合

適正処理、優良業者育成など

環境省が4つの論点提示

中央環境審議会（環境相の諮問機関）循環型社会部会の廃棄物処理制度専門委員会（委員長＝大塚直・早稲田大学法学部教授）は19日に初会合を開き、廃棄物処理法の見直しに向けた議論をスタートした。事務局の環境省は同法関連施策の経緯と、適正処理のさらなる推進など4項目からなる当面の論点を説明した。次回以降は関連団体等のヒアリングを行い、月2回程度の頻度で会合を開くことで年内に結論をまとめる方針。



4項目の論点は、①適正処理のさらなる推進②

①問題（食品廃棄物の不適正処理）の再発防止

から、廃棄物分野において温暖化対策として考え

られる取り組みへの制度的対応の検討。④は、廃棄物等の性状に応じて、潜在汚染性の顕在化を最小にしつつ潜在汚染性の顕在化を最大にするような管理の方法を模索し、廃棄物等の越境移動を適

正化する方策の必要性が示されており、特に非鉄金属リサイクル等の資源循環を着実に進めるための輸出入規制のあり方が、バーゼル法との関係で検討されるべきとされている。

委員会では冒頭、廃棄物リサイクル対策部の鎌形浩史部長があいさつした。先般開かれたG7富山環境大臣会合で採択された、経済成長を維持しつつ天然資源の消費を減らすというデカップリングの取り組みをG7

種規制措置の見直しおよび優良な処理業者のさらなる育成に係る措置
③廃棄物の排出抑制および廃棄物処理分野における温暖化対策の強化
④廃棄物等の越境移動の適正化に向けた対応。
①について、ダイ

コー問題（食品廃棄物の不適正処理）の再発防止策を踏まえた上で、排出事業者責任のあり方や処理業者の適正処理を確保する制度的対応、市況により廃棄物該当性が変動するもの、有害性の高い物品の管理のために一定の基準を適用できるようにする制度の検討などが挙げられた。

②は、各種規制措置の見直しや優良処理業者の競争力確保の取り組みへの検討。③は、廃棄物処理法の法目的の枠内でどこまで行うことができるかについて留意を加えな

各国が協調して行い、着実なフォローアップを図るといふ「富山物質循環フレームワーク」を紹介。「これら国際的な状況も考慮に入れながら議論を深めていきたい」と述べた。引き続き事務局からは、廃棄物政策の変遷と取り組み、同委員会に先立ち自治体向けに発出した法施行状況等のアンケート結果などが示された。

事務局の説明を受け、日本建設業連合会の米谷秀子委員は「今回の越境